**仕　　様　　書**

１　業務名称

「再生医療の社会受容性向上に向けた万博機運醸成事業」実施運営業務

２　契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

３　履行場所

Nakanoshima Qross（中之島クロス）　2階エントランス付近（【別紙１】のとおり）

（住所）大阪市北区中之島4丁目3番51号

４　事業の趣旨・目的

本業務は、「未来の医療プレEXPO」の一環として、広く府民に対して、再生医療に関する研究の現状と将来性について、興味・関心を深めていただくことを目的とし、Nakanoshima Qross(以下「NQ」という。)において、「2025年大阪・関西万博」直前のタイミングを活用した情報発信を行い、万博開幕に向けた機運醸成の一助とするとともに、令和7年度事業「未来の医療EXPO」につながる取組みとして、展示会及びイベントを開催するもの。

　本契約においては、展示会場設営やイベントの実施運営に必要な造作物等の製作及びイベントの運営管理業務の委託を行う。（詳細については、下記、「５　委託業務の内容」を参照。）

５　委託業務の内容

　　　下記（１）～（１０）の業務を委託する。

（１）展示会場の設営及び運営

・【別紙１】に示したエリアの範囲内において、【別紙２-１】【別紙２-２】に示すパネル展示等を行う造作物（以下「造作物」という。）を制作のうえ、【別紙３】に示すレイアウト図を参考に、設営を行うこと。なお、設営スケジュールについては、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 内容 |
| 令和7年3月12日（水） | 展示会場設営（パネル展示）/広告物納品 |
| 令和7年3月13日（木） | 展示会開始 |
| 展示会期間中うち1日 | 集客イベントの運営管理 |
| 令和7年3月31日（月） | 展示会終了 |

・設営にかかる詳細については、別途発注者の指示に従うこと。なお、上記スケジュールによる資材等の搬入が難しい場合は、あらかじめ発注者と調整のうえ、指示に従うこと。

・本展示において、造作物のライトアップなど、特別に電気を使用する場合は、受注者が電源を用意し、必要な配線を行うこと。

・造作物は、上記日程終了後においても継続使用することを予定している。

（２）造作物の仕様及び制作

・【別紙２-１】【別紙２-２】に示す、展示会場に設置する造作物を制作すること。

・造作物は、来年度事業の「未来の医療EXPO」につながる取組みとして、万博期間中の展示も見据え、今回の展示終了後も継続使用予定であることから、万博との親和性を踏まえた質感を備えるとともに、環境に配慮した再生可能なものとすること（レンタル品は不可）。

・長期使用に対し、耐久性や安全性が確保できるようにすること。

・メンテナンスが容易、かつ、展示壁面の増設・拡充が可能であり、レイアウトの変更が容易なものとすること。

・発注者の許可を得て制作に着手し令和7年3月12日までに設営を行うこと。

・造作物の設置エリアは、【別紙１】のとおりとする。【別紙３】で示すレイアウト図を参考に、発注者と協議の上、NQ２階エントランスの景観や展示内容の効果的な配置を行うとともに、来場者の通行等に支障が生じないよう十分に配慮したうえで、設置を行うこと。

・展示会期間中に1日集客イベントを開催する予定であり、発注者とともに運営管理を行うこと。また、イベント当日は、準備から片付けまでの終日対応とする。

（３）展示物（パネル）の制作

・【別紙２-１】に示す、イベント会場に設置する展示物（パネル：A2サイズ24枚相当）を制作すること。（展示内容により、パネルのサイズを発注者と協議すること。）

・展示物（パネル）については、公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団をはじめとするNQ入居企業等（以下「NQ入居企業等」という。）から必要なデータの提供を受けたものを基本として制作を行うものとする。

・受注者は、展示物（パネル）の内容検討等を行う発注者とNQ入居企業等が参画する会議に出席し、関係者と連携しながら、NQ入居企業等とともに展示物（パネル）が再生医療の社会受容性向上に資する内容としてふさわしいものであるか十分に調整・検討のうえ、展示物（パネル）を決定すること。

・NQ入居企業等から提供を受ける展示物（パネル）のデータについては、デザイン性やわかりやすさ（NQの再生医療に関する取組み内容が一般の方にわかりやすいものとなっているか否か）の観点から、NQ入居企業等に対して適宜助言を行い、必要に応じて提供デザイン等の調整を行うこと。

・展示物（パネル）は、発注者の了解を得て制作にとりかかること。

・展示にあたり、照明が必要な場合、当該費用は受注者負担とする。

　（４）広報物の制作

　　　・本展示会の周知に必要な広報物（チラシまたはWebページ）を制作すること。

・発注者からコンセプト及び掲載内容等の提供を受け、受注者がデザインを制作し、発注者が了とするまで校正を行うこと。

・チラシ制作の場合は、500部とし、発注者が指定する配付先へ配布すること。

・Webコンテンツの場合は、電子データを電子メールで発注者に提出すること。

・いずれの場合も、納期は令和7年3月12日とする。

（５）資材等の搬入

・会場への資材等の搬入車両については、発注者の指定する場所から出入りし、搬入作業完了後は、速やかに退出させること。また、駐車場所は受注者の費用負担により確保し、NQ来場者に支障をきたさないよう十分配慮すること。詳細については、別途指示する。

（６）安全管理

・造作物の設営にあたっては、NQ来場者の通行等に支障をきたさないよう十分配慮のうえ作業を行うこと。

　（７）業務計画書の作成

・受注者は、業務着手前に作業を完成するために必要な手順等について、業務計画書を作成し、発注者に提出し承認を得ること。また、業務計画書を遵守し、業務の履行に努めること。

・業務計画書については、発注者へ紙媒体及び電子データ（PDF形式）を各1部提出すること。

（８）現地踏査

・受注者は、発注者と現地打合せまでに、現地踏査を行い、造作物の設営位置等を把握しておくこと。

（９）打合せ

・本業務の実施にあたり、発注者との打合せを行うこと。打合せは、延べ6回程度を予定している。

（契約締結時1回、現地打合せ時1回、展示物（パネル）内容検討時延べ3回程度、造作物搬入時1回）。

　　　・なお、発注者とNQ入居企業等が参画する内容の検討を行う会議にて、委託業務の内容の一部を変更する場合がある。この場合において、当該変更に伴い対価を変更する必要がある時は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

（１０）実施結果報告書等の作成

・受注者は、全ての業務完了後、実施結果報告書を作成し、発注者に提出すること。

・上記資料を発注者へ提出する際は、紙媒体及び電子データ（PDF形式）を各1部提出すること。

・納期は、令和7年3月31日とし、提出先は、大阪府庁別館７階（大阪府ライフサイエンス産業課未来医療推進グループ）とする。

６　業務責任者

本業務における発注者との連絡・調整を一元的に行う業務責任者を定め、契約締結後速やかに発注者に報告すること。

７　その他

・受注者の過失に起因する展示時の使用備品やNQ施設の破損・損壊等のほか、NQ来場者の負傷等の責任は受注者が負うものとする。

・受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年大阪府条例第60条）その他法令に定めるものを遵守しなければならない。

・受注者は、契約締結にあたって、大阪府が定める「労働関係法令の遵守」を参考に、労働関係の法制度を理解の上、遵守しなければならない。

・受注者及び本業務に携わる受注者の従事者は、本業務によって知り得た大阪府の業務上の情報及び個人情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、守秘義務を負うこと。また、受注者は、そのために必要な措置を講じること。

・受注者は、業務の全部又は主要な部分を、第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。業務全体の円滑・適正・効率等の視点から必要と認められる場合は、委託する業務の一部を他の事業者に再委託することを可能とするが、再委託契約締結前に予め府より書面による承認を受けること。また、その際、関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。

・不明な点及び本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めるものとする。